

厚木市開発許可等基準条例の一部改正に係る意見交換会

意見交換会の名称	厚木市開発許可等基準条例の一部改正に係る意見交換会	
開催日時	令和5年 10 月 27 日(金) 午後7時 00 分から 午後7時45分まで	
開催場所	厚木市役所第二庁舎 16 階会議室A	
参加者数	4人	
担当課	まちづくり計画部 開発審査課	
結果公開日	令和5年 10 月 31 日(火)	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 条例改正の骨子(案)の説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域はそれぞれ市内に何か所あるのか。 また、これらについて私有地、公有地の別は把握しているのか。	いずれも令和4年4月現在で、土砂災害特別警戒区域(土石流)は 60 区域、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)は 237 区域、急傾斜地崩壊危険区域は 14 区域が指定されています。 また、私有地か公有地かについては把握しておりません。
2	危険な場所を把握しているのだから、人命を守るために、一日でも早く対策を打っていただきたい。	速やかに条例改正の手続きを行い、災害の危険がある区域における開発・建築の制限を強化します。改正後の条例は、令和6年7月1日から施行予定です。
3	条例改正の骨子(案)や経営戦略会議の資料について、内容がわかりづらい。 特に、「災害レッドゾーン」と「いわゆる土砂災害レッドゾーン」の表記の違いがわかりづらい。イエローゾーンも同様である。	資料について、できる限りわかりやすい表記に努めてまいります。 具体的にご指摘のあった箇所については、表記を一部見直した上で、パブリックコメントを実施してまいります。

4	<p>条例自体も市民にわかりやすい表記としてもらいたい。</p>	<p>条例は、法律等と同様に例規上のルールに則った表記となっております。そのため、条例の解説や、条例改正の概要について別に資料を作成するなど、周知面において市民の皆さまにわかりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>
5	<p>関連基準（厚木市開発審査会提案基準）の改正について、どのように改正するのか。</p>	<p>厚木市開発審査会提案基準（全 20 基準）について、条例改正の内容と同様に、市街化調整区域内のレッドゾーンにおける開発・建築は不可とし、イエローゾーンにおける開発・建築は安全対策を実施する条件付きで許可することとします。施行日は令和6年7月1日の予定です。</p>